

監 第 5 2 号
平成 21 年 8 月 18 日

請求人 様

京都市監査委員	内 海 貴 夫
同	日 置 文 章
同	不 室 嘉 和
同	出 口 康 雄

住民監査請求について（通知）

平成 21 年 6 月 30 日付けで提出された地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、下記の理由により却下します。

記

1 本件請求は、京都市（以下「市」という。）が支出した京都市私立幼稚園事業補助金（以下「幼稚園補助金」という。）のうち、Aに係る平成 16 年度及び同 18 年度の植木剪定費用、Bに係る平成 16 年度、同 18 年度及び同 19 年度の植木剪定費用並びに同 20 年度の園周りフェンス工事費用、Cに係る平成 19 年度の植物整備費用及びホール椅子収納台の費用並びに同 20 年度の樹木整備費用並びにDに係る平成 16 年度の階段手すり修繕費用に充てられたもの並びに市が支出したEに係る平成 11 年度の少子化対策特別補助金（以下「少子化補助金」という。）については、幼稚園を運営する学校法人とは法人格が異なる宗教法人の所有物に対して補助金を目的外に使用したものであり、かつ、政教分離原則に違反しているとして、支出された幼稚園補助金及び少子化補助金のうち目的外に使用された金額の返還を求めるものである。

2

(1) 監査請求をする際には、違法又は不当とする財務会計上の行為について、これを疎明するに足りる書面を添付しなければならないこととされており（法第 242 条第 1 項）、その趣旨は、事実に基づかない単なる憶測や主観だけで監査を請求することの弊害を防止しようとするところにある。事実証明書は、当該行為が違法又は不当であることを証明するに足りる証拠である必要はないが、監査を求める根拠として、一定の事実があることを示

す書面である必要がある。

(2)

ア 本件請求のうち、Cに係る平成20年度の幼稚園補助金の支出を対象とする部分については、提出された事実証明書からは、当該補助金が請求人の主張する費用に充てられた事実がなく、当該補助金が目的外に使用されたとする請求人の主張は、事実に基づかないものである。

イ

(ア) 本件請求のうち、A及びBに係る幼稚園補助金並びにCに係る平成19年度の幼稚園補助金の支出を対象とする部分については、請求人は、当該補助金が充てられた植木、フェンス等が宗教法人の所有物であるとの事実を主張するが、提出された事実証明書からは、当該事実の根拠が明らかではない。

(イ) また、通常、複数の施設が併設されている場合の敷地内の植木、フェンス等の維持管理の主体は、当該植木、フェンス等の位置や、賃貸借等の土地の利用関係によって異なるものと考えられ、これらの事実関係にかかわらず、幼稚園補助金が目的外に使用されたとする請求人の主張は、具体的な理由を欠き、推測の域を出ないものといわざるを得ない。

(3) そこで、上記のイの点について請求人に補正を求めたところ、請求人からは、次の内容の補正がされた。

ア 土地にある樹木はその土地の所有者の所有物であることは明らかである。

イ 平成21年6月に現地で撮影した写真が一番証明になると判断して添付した。

(4) 請求人の上記の補正は、いずれも上記(2)イ(ア)について主張したものと解されるが、法律上、植木、フェンス等土地の定着物の所有権がどのような場合でも当然に土地の所有者に帰属するとはされていないのであるから、請求人の上記主張は、上記(2)イの幼稚園補助金が充てられた植木、フェンス等の所有権の帰属を十分に疎明するものと認めることはできない。

また、請求人は、上記(2)イ(イ)の点については、何ら補正を行っていない。

(5) 以上から、本件請求のうち、A、B及びCに係る幼稚園補助金の支出を対象とする部分は、請求人が主張する事実についての疎明が十分でなく、かつ、監査を求める根拠として、一定の客観的な事実に立脚した主張がされているものと認められないから、法第242条第1項の規定に適合しているとは認められない。

- (1) 本件請求のうち、B及びCに係る平成20年度の幼稚園補助金の支出以外の支出を対象とする部分については、支出年度（平成11年度、同16年度、同18年度及び同19年度）からすれば、財務会計行為があった日から1年を経過した後に住民監査請求が行われていることが明らかである。
- (2) この点について、請求人は、幼稚園補助金の支出については平成21年6月10日に市への公文書公開請求により開示された補助金実績報告書により知ったとし、少子化補助金の支出についてはEの元監事から最近届けられた計算書類により知ったとしており、それぞれ監査請求期間の徒過について正当な理由がある旨を主張するものと解される。
- (3) 法第242条第2項ただし書に規定する正当な理由の有無については、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的に見て監査請求をするに足りる程度に財務会計行為の存在又は内容を知ることができなかった場合は、特段の事情のない限り、当該住民が相当の注意力をもって調査をすれば客観的に見て上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされ（最高裁平成14年9月12日判決）、当該普通地方公共団体の一般住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的に見て上記の程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなくても、監査請求をした者が上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される場合には、そのように解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされている（最高裁平成14年10月15日判決）。

また、「相当な期間」は、基本的には適法な監査請求といえる程度の資料を収集するためにどの程度の期間を要するかという観点から、個々の事案ごとに具体的に判断すべきである（名古屋地裁平成11年4月7日判決）。

- (4) 本件請求については、次のような事情が見られる。
 - ア 請求人は、Eに係る平成17年度の幼稚園補助金の支出を対象として、平成21年5月13日に住民監査請求（以下「第1次請求」という。）を行っている。第1次請求において、請求人は、教会と併設されている幼稚園について、教会の施設の整備のために幼稚園補助金を充てることが幼稚園補助金の目的外使用に当たる旨を主張している。
 - イ 第1次請求に係る請求書及び事実証明書によれば、請求人は、平成21年3月18日付けで公文書公開請求を行い、同年4月3日に公文書の公開を受けて、第1次請求に係る事実関係を知るに至ったとされている。
 - ウ 第1次請求に基づく監査において、請求人の代理人として陳述を行ったF氏は、陳述において、自らをEの監事であったとしたうえで、Eの

会計からEと併設されているGの牧師館の関連経費を支出することについて問題視して、京都府に報告するなどしたこと、京都府がこれを受けて平成20年4月にEに指導を行ったこと、同年5月に監事を解任された理由が、以上のような行動にあると考えていること等を述べた。

エ 本件請求において、請求人の陳述を行う場合の代理人に指定されているH氏は、第1次請求が行われる前の平成21年4月から、監査委員の事務局に対して、第1次請求の対象とされた幼稚園補助金の支出について住民監査請求の準備をしている旨の連絡をし、第1次請求の提出時には請求人に同行し、その後も請求人との連絡の窓口となるなどしている。

オ H氏が代表とされているIのホームページ及びホームページ上で提供されている文書によれば、次の事情が見られる。

(ア) 平成21年7月26日付けで、「緊急声明」と題して、第1次請求及び本件請求の提出の事実並びにこれらの請求で摘示された事実が掲載され、本件請求に係る請求書及び事実証明書の一部（新聞記事の写し）のデータが提供されている。

(イ) 平成21年4月から、情報公開作業及び住民監査請求に、Iに寄せられたカンパを使用しているとされたうえ、これらがIの活動の延長線上の活動であるとされている。

(ウ) 平成21年5月19日には、H氏が街頭で、Eにおいて約500万円の補助金が教会の長椅子に流用されていたという内容の演説を行ったとされている。

(5)

ア 以上のような事情を総合的に考慮すると、請求人は、本件請求の対象とされている財務会計行為の存在及び内容を知ることについて、市の一般住民とは異なる事情が認められる。

イ そして、本件請求の対象とした幼稚園補助金の支出については、請求人としては、本件請求が行われる1年以上前から幼稚園補助金の流用の疑いを抱いていたF氏からそのような内容を聞くことができたと考えられるし、現に平成21年4月3日には、第1次請求に係る事実関係を知るに至ったのであるから、遅くとも同日には、相当の注意力をもって調査をすれば、客観的に見て、本件請求を行うことが可能な程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたものと見るのが相当である。

ウ また、本件請求の対象とした少子化補助金の支出についても、請求人としては、Eの元監事であり、住民監査請求を行うに当たり協力関係にあったF氏から情報を得ることが可能であったと考えられるし、現に平成21年5月19日には、同様に協力関係にあったH氏が本件請求と同様

の主張を行っているのであるから、遅くとも同日には、客観的に見て、本件請求を行うことが可能な程度に当該行為の存在及び内容を知り、かつ、関連資料の準備が可能であったものと見るのが相当である。

(6) そうすると、幼稚園補助金の支出については平成 21 年 4 月 3 日から見て 88 日後、少子化補助金の支出については同年 5 月 19 日から見て 42 日後に提出された本件請求は、請求人が相当の注意力をもって調査をしたときに客観的に見て、上記(5)イ及びウの程度に当該行為の存在及び内容を知り、関連資料の準備をすることができたと解される時から相当な期間内に行われたものと見ることはできない。

(7) よって、本件請求のうち B 及び C に係る平成 20 年度の幼稚園補助金の支出以外の支出を対象とする部分は、対象とされている財務会計行為があった日から 1 年を経過した後に提出されたことについて、法第 242 条第 2 項ただし書に規定する正当な理由があるとは認められず、同項に適合していない。

4 以上のとおり、本件請求は、法第 242 条第 1 項及び第 2 項の規定に適合しているとは認められない。